海老名市教育委員会

(平成26年 4月 定例会議事日程)

日時 平成26年4月25日(金)

午後2時00分

場所 海老名市役所703会議室

日程第 1 報告第 3 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 4号 非常勤特別職の委嘱について

日程第 3 議案第 14 号 平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の点検・ 評価実施方針及び評価対象の決定について

日程第 4 議案第 15 号 平成27年度海老名市教科用図書採択基本方針について

報告第3号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和49年教委規則第2号)第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年4月25日提出

海老名市教育委員会教育長 伊藤文康

報告理由

平成26年3月31日付及び平成26年4月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

平成26年3月31日付

部 6 お		長長労	務	級級職		•	•	 	 	 	 	 		2 4 3 4 1 4 1 4 8 4	名名名名
平成26年4月	1 日	付													
主 主 技		事 労	事務	級職		•	•	 	 	 	 	 		7 4 3 4 4 4 1 4 1 4 1 4	名名名名名名
平成26年4月	1 日	付	(再	手任。	用職	員)								
主 技	三記	事労計	務	級職	•		•						•	2 年 3 年 5 年	名

平成 2	平成26年3月31日付								
	氏名	新所属	旧所属	備考					
【次長	【次長・参事級】								
のがよう	ふじお 富士雄		教育部参事(公会計担当) (兼) 食の創造館長	定年退職					
こおりやま 郡山	osl 強	神奈川県	教育部参事(兼)教育指導課長(兼)指導主事	退職					
【課長	[級 】								
かとう加藤	^{ひでお} 秀夫	神奈川県	学校教育課長(兼)指導主事	退職					
おおしま大島	なまこ 直子	神奈川県	教育指導課主幹(兼)教育指 導係長(兼)指導主事	退職					
おくいずみ 奥泉	憲	神奈川県	学校教育課主幹(兼)指導主 事	退職					
【係長	級】								
いざわ 伊澤	tel 聡		教育指導課副主幹	勧奨退職					
【技能	労務職】								
すだ 須田	ちひろ		学校教育課調理員(東柏ケ谷 小学校調理場)	定年退職					
【再日	用職員】								
やなぎた 柳田	ひろし 洋司		教育総務課主事	任期満了					

平成26年4月1日付								
,	氏名	新所属	旧所属	備考				
【課長	級】							
うえき 植木	あきぉ 明夫	環境みどり課主幹(兼)環境 保全係長	教育総務課主幹(兼) 庶務係長					
ひ やざき 飛矢峭	が義基	学校教育課長(兼)指導主事	神奈川県	採用				
いいは飯島	あきら 昭	学校教育課食の創造館担当課 長 (兼) 食の創造館長	資産税課土地担当課長					
がもう 河毛	the 利之	学校教育課主幹(兼)指導主 事	神奈川県	採用				
うめざき 梅崎	^{れいこ} 玲子	学校教育課主幹(兼)指導主 事	神奈川県	採用				
わしの 鷲野	あきひさ 昭久	教育指導課長(兼)指導主事	神奈川県	採用				
こみゃ 小宮	ょうこ 洋子	教育指導課主幹(兼)教育指 導係長(兼)指導主事	神奈川県	採用				
【係長	級】							
^{さとう} 佐藤	でゃ 哲也	教育総務課庶務係長	教育総務課副主幹	係長発令				
^{すずき} 鈴木	さなえ 早苗	学校教育課副主幹	学校教育課主査	昇格				
うちやま 内山	だいすけ 大輔	教育指導課副主幹(兼)指導主事(兼)社会教育主事	神奈川県	採用				
【主查	級】							
ずだ 須田	まこと 誠	資産税課主査	教育総務課主査					
が発	みどり	教育指導課主査	会計課主査					
【主日	主事級】							
さわだ 澤田	わたる 渉	職員課主任主事	教育総務課主任主事					
がは、棚橋	はんじ、健二	文化スポーツ課主任主事	教育指導課主任主事					
things 向原	たかひで 崇英	教育総務課主任主事	福祉総務課主任主事(兼)社 会福祉主事					
おおぐろや大黒屋	はきこ	教育指導課主任主事	企画財政課主任主事					
【主事	級】							
うおたに 魚谷	なおこ 尚子	教育総務課主事	職員課主事	(5/1育休復職 予定)				
【技能	:							
のなか 野中	くみこ 久美子	教育総務課用務員(門沢橋小 学校)	教育総務課用務員(門沢橋小学校)	5級昇格				
はたの 畑野	きみこ 紀美子	教育総務課用務員(柏ケ谷中 学校)	教育総務課用務員(柏ケ谷中 学校)	4級昇格				
ひろさき	美加	学校教育課調理員(東柏ケ谷 小学校調理場)	学校教育課調理員(東柏ケ谷 小学校調理場)	3級昇格				
【任期]付職員】							
たかま	生奈枝	教育指導課副主幹		採用(特定任 期付)				

	氏名	新所属	旧所属	備考
平成 2	26年4月	1日付 再任用職	· 員	
	氏名	新所属	旧所属	備考
【主事	∓級】			
いい 石井	かったろう	学校教育課主事	学校教育課主事	短時間勤務 任期更新
ごうた 郷田	_{けんいち} 研一	教育指導課主事	教育指導課主事	短時間勤務 任期更新
【技能	: 労務職】			
やざき	のりこ 範子	教育総務課用務員(海西中学 校)	教育総務課用務員(海西中学校)	フルタイム 任期更新
_{あさの} 浅野	でるみ 照美	教育総務課用務員(大谷中学 校)	子育て支援課調理師(勝瀬保育 園)	フルタイム
すだ 須田	ちひろ	学校教育課調理員(東柏ケ谷 小学校調理場)	学校教育課調理員(東柏ケ谷 小学校調理場)	短時間勤務

報告第4号

非常勤特別職の委嘱について

非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和49年教委規則第2号)第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年4月25日提出

海老名市教育委員会 教育長 伊藤文康

報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

平成26年度教育委員会非常勤特別職の委嘱について

1 教育総務課

ア海老名市社会教育指導員

氏 名	年齢	委嘱等内容	備考
游*** 与沙丘 片山 兵衛	62		元秦野養護学校教諭 平成25年度温故館臨時職員
かザキ ナオトシ 神崎 直敏	60	新規	平成25年度杉本小学校校長

イ 海老名市市史総括編集委員

氏 名	年齢	委嘱等内容	備考
ピグチ ユウイチ 樋口 雄一	73	新規	市史編集委員より

ウ海老名市市史編集委員

B	F 名	年齢	委嘱等内容	備考
おりかせ織笠	明子	60	継続	日本考古学協会書記 元海老名市史編集補助員
凉原	ガズユキ 和之	54		海老名市史編集補助員より 相模原市専門調査員
_{ビシヌマ} 菱沼	が川一憲	47	新規	国学院大学非常勤講師

2 学校教育課

ア 海老名市業務嘱託員(学校安全監視員)

氏 名	年齢	委嘱等内容	備考
が発 発脱 弘	66	継続	海老名小学校
カワタ アキラ 川田 明	66	継続	海老名小学校
かり タケユキ 加納 武征	69	新規	海老名小学校
石井 義弘	71	継続	柏ケ谷小学校
月田 芳夫	71	継続	柏ケ谷小学校
森 博志	68	新規	柏ケ谷小学校
オカモト タダシ 一 正	71	継続	有鹿小学校
*45	65	継続	有鹿小学校
日吉清	64	継続	有鹿小学校
長坂 洋	71	継続	有馬小学校
マッウラ カッミ 松浦 勝己	69	継続	有馬小学校
加藤 武久	70	継続	有馬小学校
石河 進	66	継続	大谷小学校

ヤマザキ サトシ 山崎 敏	68	継続	大谷小学校
	74	新規	大谷小学校
ジャップジ 吉見 庄次	68	継続	上星小学校
ゴゾ ビデオキ 小薗 秀興	71	継続	上星小学校
加藤明宏	67	継続	上星小学校
尾之上 正治	64	継続	門沢橋小学校
ヤマシタ サチオ 山下 幸男	69	継続	門沢橋小学校
平原邦夫	70	新規	門沢橋小学校
かき コウイチロウ 橋本 浩一郎	68	継続	中新田小学校
森 一郎	69	継続	中新田小学校
乗り りょうゾウ 横道 良三	66	新規	中新田小学校
ジザー ゲオ 宍戸 徳夫	71	継続	東柏ケ谷小学校
イケダ トモヨシ 池田 具可	71	継続	東柏ケ谷小学校
せん だった だい 大田 信二	66	継続	東柏ケ谷小学校
松本善彦	71	継続	社家小学校
カザワ マサオミ 高沢 正臣	69	新規	社家小学校
シムラ キイチ 志村 喜一	75	新規	社家小学校
山室 修次	65	継続	杉久保小学校
^{かけオカ} シカズ 金岡 義一	70	継続	杉久保小学校
から イサオ 髙畠 勲	68	継続	杉久保小学校
二シナ コウジ 仁科 功次	68	継続	今泉小学校
あかけず シル 高栁 稔	67	継続	今泉小学校
ヤマグチ タカユキ 山口 隆之	68	継続	今泉小学校
がきた とフミ 岡本 一二三	66	継続	杉本小学校
=>ダ カツヤ 西田 克也	66	継続	杉本小学校
シオサワ タツオ 塩澤 達夫	63	新規	杉本小学校

イ 海老名市業務嘱託員(通学路巡回パトロール員)

_ ' ''	B 0 1 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	ハーキロンノ		
E	モ 名	年齢	委嘱等内容	備 考
神部	シゲル 敏 糸	65	継続	
^{ソノキ} 園木	s s s	71	継続	
長沼	マサハル 雅治	66	継続	
吉田	ョウソウ 洋三	69	継続	
書野	シオ 義男	68	継続	
艺宅	ED7.4 弘明	66	新規	

3 教育指導課

ア海老名市教育専門指導員

B	名 名	年齢	委嘱等内容	備考
キクチ菊池	マサアキ 正明	63	継続	有馬中学校 校長 教育指導課 教育専門指導員
七澤	治	64	継続	杉本小学校 校長 教育指導課 教育専門指導員
タカハシ 高橋	正幸	58	継続	今泉中学校 校長 教育指導課 教育専門指導員
キッカワ吉川	/リアキ 典章	61	継続	海西中学校 教頭 教育指導課 教育専門指導員
ァキバ 秋庭	博行	62	新規	海西中学校 校長・県央教育事務所専門指導員
石井	正雄	60	新規	有馬小学校 教頭
ネズキ 鈴木	幸雄	60	新規	海老名小学校 教頭

イ 海老名市青少年相談センター主任相談員等

氏 名	年齢	委嘱等内容	備考
カイートシキ 甲斐 俊樹	35	継続	相談員
朝比奈 太	40	継続	相談員
栗林 由実子	38	継続	相談員
モノエ アユミ 物江 歩	40	新規	相談員
今井 邦宏	36	新規	相談員
サマダ ヨウスケ 山田 洋介	31	新規	相談員
^{ミズノ} キョウコ 水野 鏡子	53	継続	主任指導員
今井 定	68	継続	専門補導員
オカダ ケンタロウ 岡田 健太郎	59	新規	専門補導員

ウ 海老名市社会教育指導員

7 14 - 17 1 E-14114 42 1				
氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考	
大島 克夫	63	継続	社会教育指導員 サマースクール、家庭教育学級等	
三保谷 真知子	64	継続	社会教育指導員 サマースクール、家庭教育学級等	
型型 型型 西尾 真理子	59	新規	社会教育指導員、部活動支援等	

議案第14号

平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の点検・評価 実施方針及び評価対象の決定について

別紙のとおり、平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について、議決を求める。

平成26年4月25日提出

海老名市教育委員会教育長 伊藤文康

提案理由

平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の点検・評価にあたり、その実施方針及び評価対象を定めたいため

平成 26 年 4 月 25 日 定例教育委員会資料 教育総務課

平成26年度(平成25年度対象)教育委員会事務の 点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

平成26年度(平成25年度対象)の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

1. 評価対象とする施策・事業について

平成26年度の海老名市第四次総合計画(後期基本計画)実施計画に位置付けた施策・事業で、平成25年度に教育委員会で実施した8施策、26事業の中から、今年度の点検・評価対象とする施策・事業を決定する。

(参考)

平成25年度(平成24年度対象)点検・評価 7施策・21事業の中から、7施策・14事業を点検・評価

2. 点検・評価方法について

評価対象となった事業についての目的、実績、課題などの所管課評価を行い、これ を外部評価者(知見の活用)に示す。

外部評価者から主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、所管課評価と外部評価者の意見を踏まえて、総合的に点検・評価を 行う。

3. 知見の活用

ひびきあう教育懇話会に依頼する。

4. 議会への提出及び市民への公表

9月議会への提出を予定。

議会提出後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

5. スケジュール (予定)

4月25日 方針及び対象施策・事業の決定(教委定例会)

5月中旬 対象事業に対する所管課評価の作成

6月上旬 知見の活用〔意見聴取の依頼、対象施策・事業の内容説明〕

6月下旬 知見の活用〔対象施策・事業に対する意見聴取〕

7月上旬 教育委員に点検・評価書を郵送

~下旬 意見の提出、意見交換、最終調整

7月28日 報告書の決定(教委定例会)

8月上旬 教育委員会委員長から市長へ提出

8月 7日 報告書の市長部局への報告(政策会議)

8月18日 報告書の市長部局への報告(最高経営会議)

8月22日 教育委員会委員長から市議会議長、副議長へ提出(※全協開催日)

8月29日 議会提出(9月議会開会日)

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について 点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとと もに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

海老名市第四次総合計画(後期基本計画)実施計画 教育委員会 実施事業一覧

政策 施領	事務事業	事業目的	担当課	備考
豊かな心	いを育む文化の薫るまちづくり			
(1) 図書	書館事業の充実			
	図書館リニューアル	図書館を利用しやすい施設とします。	教育指導課	
	図書館運営業務	地域に根ざした図書館運営をめざし、図書館サービスの維持・向上を図ります。	教育指導課	
(2) 文化	比財の保護と活用			
	文化財の活用	海老名市の歴史遺産・文化財を活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	
	文化財の保護	海老名市の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	
政策 施第	事務事業	事業目的	担当課	備考
元気な	「えびなっ子」を育むまちづくり			
(3) 青小				

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
元気	「な「	えびなっ子」を育むまちづくり			
(3)	青少	◇年の健全育成			
		非行防止活動の充実	子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。 非行の防止について、啓発や街頭補導活動等を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育指導課	
		青少年相談体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の 充実を図ります。		
(4)	子と	もの居場所づくり			
		えびなっ子サマースクール事業	児童生徒の夏季休業中の居場所づくりとして学校施設を開放し、学習や遊び、芸術体験の場を提供することにより、健全育成を図ります。		
		海老名あそびっ子クラブ事業	放課後児童に遊びの場を提供し、学年を超えた交流を通じて創造性・協調性などを育み、健全育成を図ります。		
		児童健全育成対策事業	放課後において、保護者に代わって保育を行う団体や子ども会に対して支援を行い、児童の健全育成を図ります。		

	政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
3	ひび	きあ	う教育の実現			
	(5)	ひび	きあう教育の推進			
			ひびきあう教育の実践・研究	基本的生活習慣等の定着等を柱とした、学校、家庭、地域が互いに連携・協力した市民総がかりの取り組みや学校での特色ある教育活動を推進し、知・徳・体のバランスの取れた健やかなえびなっ子の育成を図ります。	教育指導課	
			学校安全の確保	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。		

政策	施策	事務事業	事業目的	担当課	備考
(6)	教育	環境の充実			
		効果的な教職員配置の推進(少人数指導)	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	学校教育課	
		コンピュータ利用教育	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコン ピュータを活用した教育を行います。	教育指導課	
		外国語教育推進事業	小学校における外国語活動及び中学校における教 科(英語)指導の充実や、教員の資質・能力の向上 を図ります。		
		部活動充実事業	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。	教育指導課	
		効果的な教職員配置の推進(指導体制)	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	学校教育課	
(7)	学校	施設の整備・充実			
		小学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育館等の施設について、適正な時期に改修工事を行い、うことにより、学習環境の整備・改善を図ります。	数 数 数 数 数 数 数 一	
		中学校施設の整備	建設後または改修後一定の期間を経た校舎・体育 館等の施設について、適正な時期に改修工事を行う ことにより、学習環境の整備・改善を図ります。		
		きれいで居心地のよい学校づくり	児童生徒が安心して学校生活が送れる環境を整え ます。	教育総務課	
(8)	教育	支援体制の充実			
		特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して 充実した学校生活が送れるよう、支援体制の整備・ 充実を図ります。		
		学校相談員等の派遣	学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育指導課	
		奨学金の支給	経済的な理由で修学が困難な青少年に対し、支援します。	教育指導課	
		就学援助制度の充実	経済的な理由による就労困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。		
		いじめのない学校づくり	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	学校教育課	
		教育支援教室の充実	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を 行い、学校への復帰を支援します。	教育指導課	
		特別支援教育の就学奨励	特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者負担 のの軽減を図ります。	教育指導課	

3 政策 8 施策 2 6 事業 → 3 政策 8 施策 1 7 事業

議案第15号

平成27年度海老名市教科用図書採択基本方針について

別紙のとおり、平成27年度海老名市教科用図書採択基本方針を定めることについて、議決を求める。

平成26年4月25日提出

海老名市教育委員会教育長 伊藤文康

提案理由

平成27年度海老名市教科用図書採択にあたり、その基本方針を定めたいため

平成 26 年 4 月 25 日(金) 定例教育委員会資料

平成27年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会教育指導課

海老名市教育委員会は、平成27年度から使用する教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成27年度以降4ヶ年の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択検討委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

「海老名市教科用図書採択検討委員会方針」

平成27年度以降4ヶ年の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教科用図書採択検討委員会が設置した調査員の報告を資料とし、教科用図書の採択に必要な資料をとりまとめ、海老名市教育委員会へ報告する。

1 平成27年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について【諮問事項(1)】

- (1) 小学校用教科書・中学校、中等教育学校の前期課程用教科書及び特別支援学校の小学部・中学部用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(平成27年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区審議会等は、教科書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての 採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明 確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区審議会等の委員名、採択にいたる経過、 採択理由など教科書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。

併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を 確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。

(5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果(平成27・28・29・30年度使用)及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果(平成24・25・26・27年度使用)等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について【諮問事項(2)】

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 1つの市等で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について

【諮問事項(3)】

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)に教科用図書採択地区審議会(以下「審議会」という。)などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむわ次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他
- (4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究 し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることが できる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について【諮問事項(4)】

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会(以下「協議会」という。)などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 各市町村教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他
- (4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。
- (7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。



25 文科初第62号 平成25年4月11日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長 布 村 幸



平成26年度使用教科書の採択について (通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、 綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成25年度においては、平成26年度使用教科書の採択を行うことになりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、 市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て通知しますので(平成25年4月11日付け25初教科第2号「平成26年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。)、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成24年9月28日付け24文科初第718号「教科書採択の改善について(通知)」(以下「平成24年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって,この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人 の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校,国立学校への周知をお願い します。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係 電話 03 (5253) 4111 内線 2576 1 平成25年度の教科書採択について

(1) 高等学校用教科書

平成25年度は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書(以下「一般図書(高等学校用)」という。)を除き、追って送付する「高等学校用教科書目録(平成26年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(2) 義務教育諸学校用教科書

平成25年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、平成24年度と同一の教科書を採択しなければならないこと(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償措置法」という。)第14条)。

(3) 一般図書(特別支援学校・学級用)及び一般図書(高等学校用)の採択について

毎年度異なる図書を採択することができること。 その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

- 2 教科書採択の公正確保について
- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成25年度も、高等学校用教科書の多くの種目について、新学習指導 要領の実施後初めての採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣 伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところである(別添参照)が、域内の学校とも、情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

(2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成24年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適

切に判断するとともに,公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に 定めておくなど,適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過当な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛て報告すること。
- 3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成24年通知等により、その改善の取組を促して きたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、教科書採択方法 のより一層の改善に努めるようにすること。

平成27年度使用小学校教科用図書採択について

海老名市教育委員会教育指導課

1. 採択教科書

平成27年度使用小学校教科用図書

2. 採択にかかわる日程について

平成26年2月 教科用図書担当者会議(採択事務について)

- 4月 教科用図書採択検討委員会設置要綱及び調査員会の細 案等について検討
- 5月 第1回採択検討委員会の開催 第1回調査員会の開催
- 6月 第2回調査員会の開催第3回調査員会の開催教科用図書展示会(6/30~7/5)
- 7月 第2回採択検討委員会の開催 平成27年度使用教科用図書採択決定
- 8月 需要数報告

*調査員会については、4市(大和市・綾瀬市・座間市・海老名市)合同で実施

小学校教科用図書学習会

- ・6月27日(金)定例教育委員会後 702会議室
- ・7月 2日(水) 14:00~17:00 707会議室

海老名市教科用図書採択検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が行う 教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として設置する 海老名市教科用図書採択検討委員会 (以下「検討委員会」という。)の組織及び運 営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 検討委員会委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員 会が任命し、又は委嘱する。

(1)	教育委員会の代表	1名
(2)	校長会の代表	2名
(3)	教育研究会の代表	2名

(4) 教職員の代表

2名

(5) その他教育委員会が必要と認める者

1名

(6) 保護者の代表

2名

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 検討委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 検討委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調査員)

- 第5条 会長は、検討委員会に調査員を置くことができる。
- 2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから会長が委嘱する。
- 3 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料その他を参考にして教科用 図書を調査し、採択に関し必要な資料を作成して検討委員会に報告する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教科用図書採択事務主管課が司る。

(委員等の公正確保)

- 第7条 委員は、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公平な立場の者をもって、これに充てる。
- 2 委員が前項に反するに至った場合には、その職を解くものとする。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

《平成13年4月1日・制定》

子教第 19 号 平成 26 年 4 月 23 日

各市町村教育委員会 殿



平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について(通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いします。

問い合わせ先

教育局支援部子ども教育支援課 教育指導グループ 松田、市川 電話 (045)210-1111 内線 8220

平成27年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第10条の規定に基づき、平成27年度に義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)において使用する教科用図書(学校教育法第34条第1項(同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成27年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校、中等教育学校の前期課程用教科書及び特別支援学校の小学部・中学部用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という。)を除き、それぞれの「教科書目録(平成27年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区審議会等は、教科書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採 択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区審議会等の委員名、採択にいた る経過、採択理由など教科書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。 併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環 境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果(平成27・28・29・30年度使用)及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果(平成24・25・26・27年度使用)等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、 学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 1つの市等で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区 (以下「採択地区」という。) に教科用図書採択地区審議会(以下「審議会」という。) な どを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他
- (4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を 採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会(以下「協議会」という。)などを 置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、 採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 各市町村教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ教育研究会
 - エーその他
- (4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。
- (7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。